

□Information

平成 29 年度司法過疎地開業支援実施要領

連合会は、司法過疎対策・地域司法拡充事業の一環として、司法過疎地における開業を促進するとともに当該地での定着を図るべく、以下のとおり司法過疎地開業支援を実施する。

【対象地域】

司法書士が 0 名若しくは 1 名程度しか存在しない市町村又はこれに準ずる地域で、連合会が事業計画を遂行するに相当であると判断した地域

※特に、認定司法書士不在地域（0 名）を主な支援対象とする。

【対象者】

上記地域において、

- ① 平成 29 年 4 月 1 日以降に開業若しくは移転した司法書士会員（個人）又は設立若しくは従たる事務所を設置した司法書士法人
 - ② 平成 30 年 3 月末日までに開業若しくは移転を予定している司法書士会員（個人）又は設立若しくは従たる事務所の設置を予定している司法書士法人
 - ③ 平成 30 年 3 月末日までに開業予定の司法書士資格を有する者
- ※申込み時点において開業、移転、設立又は設置予定である場合は、支援決定後 3 ヶ月以内に登録申請を行うこと。

【要件】

- ① 司法書士会員及び司法書士資格を有する者については、司法書士法第 3 条第 2 項に規定する司法書士（いわゆる「認定司法書士」であること）、司法書士法人については認定司法書士である社員（特定社員）が常駐すること
- ② 司法書士法その他関連法令等に違背した事実がないこと
- ③ 5 年以上は当該地において地域司法サービスに携わること
- ④ 簡裁訴訟代理等関係業務、法律相談に積極的に取り組むこと
- ⑤ 成年後見センター・リーガルサポート等に参加し、成年後見業務に積極的に取り組むこと
- ⑥ 法テラスと民事法律扶助契約を締結し、民事法律扶助業務に積極的に取り組むこと
- ⑦ 司法書士会及び総合相談センターの事業に積極的に協力し、さらに法テラスをはじめとする地域の公的機関及び関係団体の要請にも積極的に応えること
- ⑧ はじめて交付を受けた年度から 5 年間、年 1 回以上、連合会が定めるところにしたがって業務状況を報告すること
- ⑨ 日司連会員研修実施要領第 7 条に規定された単位を取得すること

【支援内容】

摘要	個人	法人
開業貸付金	180 万円以内	180 万円以内
定着貸付金	540 万円以内 ※ 1	※ 2

※ 1 定着貸付金（個人のみ）は、原則として 1 年目は年 240 万円、2 年目以降は年収が 600 万円に満たない不足部分につき、一定の上限（2 年目は 180 万円、3 年目は 120 万円）のもと交付する。

なお、「年収」とは、事業所得（売上[雑収入を含む]－経費）を示す。

※ 2 法人に対する定着貸付金の交付は行わない。

※ 3 定着貸付金の申し込みについては、連帯保証人が必要。

【貸付金の返還及び免除等】

- ・貸付金は、原則として最初の貸付日から4年経過後より、毎年分割により原則として5年以内に全額返還するものとし、具体的返還方法に関しては支援(貸付)契約に定める。ただし、貸付金に利息は付さない。
- ・連合会は、貸付金のうち開業貸付金につき、貸付を受けた会員が当該地域に3年を超えて事務所を置いた場合には、当該会員が所属する司法書士会の意見を聴取の上、貸付金の一部または全部の返還を免除できるものとする。
- ・連合会は、貸付を受けた会員にやむを得ない事由があるときは、定着貸付金の返還の猶予または免除をすることができる。
※詳細については連合会ホームページより地域司法拡充基金設置規則及び地域司法拡充基金運営細則をご確認ください。

【募集期間】

平成29年12月1日(金)から同年12月31日(日)まで

※上記締切日消印有効とする。

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して連合会あて郵送にて直接申し込む
※申込書(申込様式1)、誓約書(申込様式2)及び連帯保証誓約書(申込様式3)は、司法書士会事務局または連合会ホームページから入手すること。

【決定方法】

連合会にて審査の上、申込者が事務所を開業、移転、設立または設置しようとする地域を管轄する司法書士会の意見を聴取して決定する。

なお、現在所属する司法書士会または過去に所属した司法書士会等に対し、必要に応じて申込者について照会(懲戒等の処分歴及び研修受講状況等)する。

支援決定時期は、平成30年3月上旬を予定しており、結果は連合会から各申込者に対して通知する。

【交付方法】

契約締結後、支援決定者もしくは法人に対して直接交付する

※交付時期は、平成30年3月下旬を予定。詳細については追って通知する。

【添付書類】

- ・誓約書(申込様式2)
- ・連帯保証誓約書(申込様式3)
- ・住民票 ※本籍の記載があるものとする。
- ・開業、移転、設立または設置に関する計画書
※適宜の様式による。すでに開業等している場合には、開業等の経緯及び現状に関する報告書を提出する。
- ・登記事項全部証明書(法人のみ)

【その他】

申込み時点において、開業、移転、設立または設置予定である場合は、事後速やかに開業等した旨を連合会へ報告すること。

☆ 本件に関する問合せ先 日本司法書士会連合会事務局事業部企画第一課 大多和 ☆
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37 TEL 03-5925-8104(直通) / FAX 03-3359-4175